

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2020年12月15日	
【会社名】	テラ株式会社	
【英訳名】	tella, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平 智之	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿七丁目22番36号	
【電話番号】	03-5937-2111(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 / 管理本部長 玉村 陽一	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿七丁目22番36号	
【電話番号】	03-5937-2111(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 / 管理本部長 玉村 陽一	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	3,574,350,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年10月28日に提出いたしました有価証券届出書並びに2020年11月9日、2020年11月13日、2020年11月17日、2020年11月27日、2020年11月30日、2020年12月10日及び2020年12月14日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項について、本日まで新たな事実関係が判明し、これらの記載内容の一部に訂正すべき箇所が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(5) 払込みに要する資金等の状況

第三部 追完情報

1. 事業等のリスクについて

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(5) 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

< 前略 >

3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先は株式会社トレド（本店所在地：東京都豊島区长崎二丁目3番20号、代表者名：小池宣己。以下「トレド社」といいます。）からの貸付金により調達予定とのことであり、当社は当該貸付についてトレド社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書の記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、トレド社から割当予定先に対する融資業務の委任を受けた中込秀樹弁護士（ふじ合同法律事務所）（以下「中込弁護士」といいます。）より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の用途は当社から割当予定先に対する第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。また、トレド社は、同社の代表取締役である小池宣己氏の自己資金からの借入れにより調達済とのことです。当社は、2020年10月28日までに、割当予定先からトレド社の取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の預金通帳の写しを入手し、2020年9月14日時点における預金口座残高が75億円を超えていることを確認いたしました。当社は、中込弁護士より、トレド社が小池宣己氏からの借入れにより当該資金を保有している旨の2020年10月2日付の保証書を受領しております。なお、貸付予定日は2020年11月12日であること及びトレド社と割当予定先との間には取引関係及び資本関係はないことを割当予定先の竹森郁取締役から当社の代表取締役および管理本部長が聞いておりましたが、2020年11月12日にはトレド社から融資がされず、同月13日になって融資がされたとのことです。なお、当社の代表取締役および管理本部長が割当予定先の竹森郁取締役に口頭で確認したところによれば、トレド社から、割当予定先の藤森徹也代表取締役に対して、払込期日の直前に、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬が虚偽でないことを証明等しない限りは融資を延期する旨が表明され、同月12日の融資がされなかったとのことであり、また、その後、トレド社がメキシコで委託した調査会社から、当社が開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたことから、同月13日午後になってトレド社から割当予定先に対する融資が実行されましたが、銀

行において手続が実施された時間との関係上、トレド社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、当初の払込期日である同日中の当社への送金ができなかったとのことです。トレド社から割当予定先への融資金26億円は同月16日に割当予定先に着金し、その後、割当予定先は、融資資金をトレド社へ返金しておりますが、当社においては割当予定先より割当予定先の取引金融機関の預金通帳、トレド社の銀行の取引金融機関の振込受付書及び割当予定先の取引金融機関の振込受付書のいずれも写しを受領し確認しております。その理由はトレド社から割当予定先への貸付予定日は本第三者割当増資の前日と合意されているためであるとのことです。

払込期日が11月30日に変更され、また本相殺による金額を除いた払込金額が2,574,350,000円と確定していることから、トレド社から割当予定先への26億円の貸付けはその前営業日である27日に実行されることが予定されており、当社は11月16日付金銭消費貸借契約書（貸借金額：26億円、金利：年2%、貸付期日：2020年11月27日、返済期日：2023年12月5日、返済条件：元利一括返済、担保保証なし）の写しを入手し、11月27日に当該貸付けが実行される予定であることを確認しましたが、11月30日の時点でトレド社から割当予定先への融資は実行されておられません。11月27日に、トレド社から割当予定先への融資が実施されなかった理由については、当社が開発している新型コロナウィルスの治療薬について、2020年9月2日に、当社がメキシコ・イダルゴ州において薬事承認を得られたことを公表した以降、約3か月を経過しているのに治療人数の公表がないということは、治療薬は存在しないのではないかとという新たに生じた疑義によるものとのことをトレド社から聞いておりますが、11月30日当社代表取締役とトレド社との間の会議において、当社代表取締役がトレド社に対して、イダルゴ州で承認された治療法による治療人数が開示されない点について指摘があり、当社代表取締役からトレド社に対して、かかる人数の確認と開示に向けて全力で取り組むなどの説明をすることにより、当該疑義が払しょくされたため、トレド社から割当予定先への振込手続きを行おうとしたところ、株式会社みずほ銀行のシステム（みずほe-ビジネスサイト）障害により振込ができなかったためということです。当社は、トレド社が、割当予定先に対して当該システム障害が解消され次第、速やかに割当予定先に振り込むことを書面で約束していると聞いております。12月11日現在において、当社は、割当予定先から当該書面の写しを入手できておりません。また、11月30日及び直近におけるトレド社による割当予定先への融資金26億円の資金の確保状況を確認するため、当社は割当予定先を通じて、みずほ銀行の預金通帳の写しの提出を求めましたが、12月11日時点において、当該預金通帳の写しを入手できておりません。なお、変更された払込期日である12月16日の前日までに割当予定先に電話し着金の有無について確認後、割当予定先よりトレド社からの融資金が着金したことが分かる預金口座の通帳の写しを入手し確認する予定です。また、割当予定先からは、再度の変更後の払込期日に払込がなかった場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額である10億円について放棄をする旨の書面を受領しました。しかし、当該有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、同日中に、実際に債務が免除された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、財政状態の改善のための債務免除等に該当し、上場廃止の審査がされるおそれがあるとの指摘を東京証券取引所から受け、当社としては、かかる債権放棄が、財政状態の改善のためではなく、DES（デット・エクイティ・スワップ）を実施することと実質的に同様であることから、上場廃止基準には該当しないものと考えておりましたが、そのおそれがあるとの指摘に対応するため、当社から割当予定先に対して、債権放棄の書面に替えて、同額の違約金の支払いの約束をしてほしい旨申し入れ、上記放棄に代えて、10億円の違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領しました。なお、トレド社の融資原資は小池宣己氏からトレド社に対する貸付資金であることに変更はない旨を割当予定先の竹森郁取締役より当社代表取締役および管理本部長が聞いております。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

3,574,350,000円から本相殺が予定される1,000,000,000円を控除した残額2,574,350,000円については、金銭での払込みを予定しているところ、当該金銭払込に要する財産について割当予定先は株式会社トレド（本店所在地：東京都豊島区長崎二丁目3番20号、代表者名：小池宣己。以下「トレド社」といいます。）からの貸付金により調達予定とのことであり、当社は当該貸付についてトレド社から割当予定先に差し入れられた2020年10月2日付の融資証明書の記載により75億円が融資予定であることを確認しております。更に、当社は、トレド社から割当予定先に対する融資業務の委任を受けた中込秀樹弁護士（ふじ合同法律事務所）（以下「中込弁護士」といいます。）より、当該貸付の貸付期間は貸付日から3年間、貸付金の用途は当社から割当予定先に対す

る第三者割当増資及び今後の社債の引受けである旨を2020年10月8日付の書面により確認しております。また、トレド社は、同社の代表取締役である小池宣己氏の自己資金からの借入れにより調達済とのことです。当社は、2020年10月28日までに、割当予定先からトレド社の取引金融機関である株式会社三菱UFJ銀行の預金通帳の写しを入手し、2020年9月14日時点における預金口座残高が75億円を超えていることを確認いたしました。当社は、中込弁護士より、トレド社が小池宣己氏からの借入れにより当該資金を保有している旨の2020年10月2日付の保証書を受領しております。なお、貸付予定日は2020年11月12日であること及びトレド社と割当予定先との間には取引関係及び資本関係はないことを割当予定先の竹森郁取締役から当社の代表取締役および管理本部長が聞いておりましたが、2020年11月12日にはトレド社から融資がされず、同月13日になって融資がされたとのことです。なお、当社の代表取締役および管理本部長が割当予定先の竹森郁取締役に口頭で確認したところによれば、トレド社から、割当予定先の藤森徹也代表取締役に対して、払込期日の直前に、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬が虚偽でないことを証明等しない限りは融資を延期する旨が表明され、同月12日の融資がされなかったとのことであり、また、その後、トレド社がメキシコで委託した調査会社から、当社が開発した治療薬が実在し、メキシコ・イダルゴ州において薬事承認が得られているとの調査結果が報告されたことから、同月13日午後になってトレド社から割当予定先に対する融資が実行されましたが、銀行において手続が実施された時間との関係上、トレド社から割当予定先への着金が同日中に間に合わず、当初の払込期日である同日中の当社への送金ができなかったとのことです。トレド社から割当予定先への融資金26億円は同月16日に割当予定先に着金し、その後、割当予定先は、融資金をトレド社へ返金しておりますが、当社においては割当予定先より割当予定先の取引金融機関の預金通帳、トレド社の銀行の取引金融機関の振込受付書及び割当予定先の取引金融機関の振込受付書のいずれも写しを受領し確認しております。その理由はトレド社から割当予定先への貸付予定日は本第三者割当増資の前日と合意されているためであるとのことです。

払込期日が11月30日に変更され、また本相殺による金額を除いた払込金額が2,574,350,000円と確定していることから、トレド社から割当予定先への26億円の貸付けはその前営業日である27日に実行されることが予定されており、当社は11月16日付金銭消費貸借契約書（貸借金額：26億円、金利：年2%、貸付期日：2020年11月27日、返済期日：2023年12月5日、返済条件：元利一括返済、担保保証なし）の写しを入手し、11月27日に当該貸付けが実行される予定であることを確認しましたが、11月30日の時点でトレド社から割当予定先への融資は実行されておられません。11月27日に、トレド社から割当予定先への融資が実施されなかった理由については、当社が開発している新型コロナウイルスの治療薬について、2020年9月2日に、当社がメキシコ・イダルゴ州において薬事承認を得られたことを公表した以降、約3か月を経過しているのに治療人数の公表がないということは、治療薬は存在しないのではないかとという新たに生じた疑義によるものとのことをトレド社から聞いておりますが、11月30日当社代表取締役とトレド社との間の会議において、当社代表取締役がトレド社に対して、イダルゴ州で承認された治療法による治療人数が開示されない点について指摘があり、当社代表取締役からトレド社に対して、かかる人数の確認と開示に向けて全力で取り組むなどの説明をすることにより、当該疑義が払しょくされたため、トレド社から割当予定先への振込手続きを行おうとしたところ、株式会社みずほ銀行のシステム（みずほe-ビジネスサイト）障害により振込ができなかったためということです。当社は、トレド社が、割当予定先に対して当該システム障害が解消され次第、速やかに割当予定先に振り込むことを書面で約束していると聞いております。12月11日現在において、当社は、割当予定先から当該書面の写しを入手できておりません。また、11月30日及び直近におけるトレド社による割当予定先への融資金26億円の資金の確保状況を確認するため、当社は割当予定先を通じて、みずほ銀行の預金通帳の写しの提出を求めましたが、12月11日時点において、当該預金通帳の写しを入手できておりません。変更された払込期日である12月16日の前日である12月15日に、当社が割当予定先に電話し着金の有無について確認したところ、割当予定先より同日にトレド社からの融資金100万円が着金したとの報告を受けました。当社は、割当予定先の当該報告の裏付け資料として、同日、割当予定先からトレド社からの融資金が着金したことが分かる預金口座の通帳の写しを割当予定先からメールにて受領し、トレド社から割当予定先の銀行口座に、融資金として払い込まれることを約束されていた26億円のうち100万円しか着金されていないことが確認されました。そのため、当社から割当予定先を通じてトレド社が割当予定先に残額25億9,900万円を以後融資する意向があるかどうか、また、トレド社から残額の融資金が払い込まれなかった場合において、割当予定先が変更された払込期日である12月16日にいくら払込みを行うのについても確認をしておりますが、現在、割当予定先の高林良男代表取締役からはトレド社より融資を受けた100万円を当社に確実に払い込むとの回答しか得られておりません。当社としては、今後の対応方針につい

て、検討をする予定です。また、割当予定先からは、再度の変更後の払込期日に払込がなかった場合には、第6回社債の未償還元金の残高の全額である10億円について放棄をする旨の書面を受領しました。しかし、当該有価証券届出書の訂正届出書を提出した後、同日中に、実際に債務が免除された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、財政状態の改善のための債務免除等に該当し、上場廃止の審査がされるおそれがあるとの指摘を東京証券取引所から受け、当社としては、かかる債権放棄が、財政状態の改善のためではなく、DES（デット・エクイティ・スワップ）を実施することと実質的に同様であることから、上場廃止基準には該当しないものと考えておりましたが、そのおそれがあるとの指摘に対応するため、当社から割当予定先に対して、債権放棄の書面に替えて、同額の違約金の支払いの約束をしてほしい旨申し入れ、上記放棄に代えて、10億円の違約金を支払う旨を申し入れる書面を受領しました。なお、トレード社の融資原資は小池宣己氏からトレード社に対する貸付資金であることに変更はない旨を割当予定先の竹森郁取締役より当社代表取締役および管理本部長が聞いております。

< 後略 >

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

< 前略 >

組み込み情報である有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された「金融商品取引違反等に対する処分等」に関して、当社は金融庁より2020年6月11日付で、当社の有価証券報告書等の重要な事項の不記載を理由として課徴金223,850千円の納付命令の決定を受けました。当該課徴金については2020年8月11日付で全額を納付済であります。

当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）に従った開示を適時に行っておらず、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備等に起因して、投資者の投資判断に一定の影響を与える情報が数か月にわたって開示遅延されていたもので、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められること等を理由として、2020年12月1日付で東京証券取引所により、上場規程第502条第1項第1号に基づく同月15日を提出期限とするその経過及び改善措置を記載した改善報告書の徴求、及び上場規程第508条第1項第1号に基づく公表措置を受けております。当社が改善報告書を提出した場合、提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書の提出が求められています。また、当社が改善報告書の提出の求めに応じない場合、東京証券取引所から改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと東京証券取引所が認めた場合は、上場契約について重大な違反を行ったものとして、上場が廃止されることとなります。

（訂正後）

< 前略 >

組み込み情報である有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された「金融商品取引違反等に対する処分等」に関して、当社は金融庁より2020年6月11日付で、当社の有価証券報告書等の重要な事項の不記載を理由として課徴金223,850千円の納付命令の決定を受けました。当該課徴金については2020年8月11日付で全額を納付済であります。

当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）に従った開示を適時に行っておらず、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備等に起因して、投資者の投資判断に一定の影響を与える情報が数か月にわたって開示遅延されていたもので、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められること等を理由として、2020年12月1日付で東京証券取引所により、上場規程第502条第1項第1号に基づく同月15日を提出期限とするその経過及び改善措置を記載した改善報告書の徴求、及び上場規程第508条第1項第1号に基づく公表措置を受けております。当社はこれに応じて2020年12月15日付で東京証券取引所に対し、改善報告書を提出いたしましたが、提出した改善報告書に記載された改善措置の内容が明らかに不十分である

と認められることから、有価証券上場規程第502条第2項の規定に基づき、2021年1月7日を期限として改善報告書の再提出を求められています